平成２３年（フ）第３９号
鹿児島県鹿屋市串良町有里8175番地１
債務者　松田りつ子（旧姓西竹）
１　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第７０号
釧路市新富士町３丁目２番11号
債務者　福田　孝浩
１　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第７１号
釧路市新富士町３丁目２番11号
債務者　福田　　梢（旧姓鎌田）
１　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１０７号
釧路市昭和中央５丁目８番344号
債務者　三寺宣緒こと　三寺　宜緒
１　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１１７号
北海道釧路郡釧路町光和８丁目４番地２
債務者　鈴木　文代
１　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１００号
川崎市高津区野川3619番地12
債務者　浦越　陽子
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９２号
川崎市幸区古川町128番地11
債務者　南　　輝彦
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２０６号
川崎市川崎区大島４丁目11番６号
債務者　深瀬　光康
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２２３号
川崎市高津区千年92番地　市営住宅５―503
債務者　大久保良恵
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２２５号
川崎市高津区新作５丁目１番18―204号　メリエル・フクダ
債務者　増田　　勉
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２２６号
川崎市宮前区土橋６丁目３番地10　見晴荘204、前住所川崎市宮前区野川1141番地１
ヴェーラエレガンテ302
債務者　佐藤　　功
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２２９号
川崎市川崎区浅田３丁目２番２―302号　富士コーポ、前住所川崎市川崎区小田２丁目18番３号　１Ｆ
債務者　山口　久美
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２４０号
川崎市高津区千年823番地１　フローラハイム105
債務者　斎藤　正一
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２４３号
川崎市宮前区有馬１丁目５番21号　千明ハイツ１―２、前住所川崎市宮前区有馬１丁目13番１―311号　鷺沼マンション
債務者　大山　信広
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係